

北九州市監査公表第31号  
平成18年 8 月15日

北九州市監査委員	山 柿 勝 利
同	大 津 雅 司
同	城 戸 武 光
同	泊 正 明

北九州市長から、包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類  
包括外部監査
- 2 選定した特定の事件  
「北九州市職員厚生会について」及び「下水道事業について」
- 3 監査の期間  
平成17年6月16日から平成18年1月11日まで
- 4 監査公表の時期  
平成18年2月8日（平成18年監査公表第11号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 北九州市職員厚生会について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>ア 評議員会議事録の保存期間について</b>  <b>(ア) 評議員会議事録の保存について【福利課】</b>            評議員会議事録は、北九州市職員厚生会の議決機関である評議員会の議事録であり、株式会社であれば、株主総会の議事録に匹敵するものである。この議事録は、北九州市職員厚生会の重要な意思決定が記録されるものであり、「北九州市文書管理規則」別表第1種第1号に該当すると考える。            北九州市職員厚生会が準用する「北九州市文書管理規則」によると評議員会議事録の保存期間は30年間であり、昭和50年度から平成7年度までの評議員会議事録が、保存されていないということは、準拠性違反となると考える。            よって、「北九州市文書管理規則」を遵守されたい。</p> <p><b>イ 決算書および決算書の体系・内容について</b>  <b>(ア) 職員災害見舞金引当金（平成16年度 24百万円）の計上根拠について【福利課】</b>            「一般経理」の貸借対照表の固定負債の部に職員災害見舞金引当金24百万円が計上されているが、計上理由は、災害見舞金支出見込額を予算計上し、これを上回る支出が発生した場合のために、引当金を設定しているということである。北九州市職員厚生会の決算書作成にあたっては、「北九州市職員厚生会財務規程」第3条の</p>	<p><b>【福利課】</b>            関係規程を制定し、永久保存とすることを明文化した。</p> <p><b>【福利課】</b>            18年度から災害見舞金を廃止する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>規程が存在する限り、公正なる会計慣行としての企業会計原則を遵守する必要があると考える。よって、企業会計原則注解18の引当金設定の要件である、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用または損失であり、「その発生の可能性が高いこと、合理的に金額を見積もることができる場合」についてのみ引当金は計上できると考えるべきである。</p> <p>北九州市職員厚生会が計上している職員災害見舞引当金は、一般に公正妥当と認められている引当金の設定3要件には、該当せず、引当金の設定根拠は乏しく、準拠性違反と考える。</p> <p>よって、職員災害見舞金引当金の理論的妥当性を検討し、引当の必要性を見直しされたい。</p> <p><b>(イ) 退会記念品料引当金の設定について【福利課】</b></p> <p>平成16年度の北九州市職員厚生会の「互助経理」の剰余金に、退会記念品料積立金として1,671百万円を計上しているが、企業会計上は引当金の設定要件に該当すれば、積立金としてではなく、引当金として計上されなければならない。</p> <p>退会記念品料積立金については、引当金の設定要件に全て該当し、退会記念品料引当金として計上していないのは、準拠性違反と考える。</p> <p>よって、退会記念品料引当金の理論的妥当性を検討し、引当の必要性を検討されたい。</p> <p>なお、退会記念品料引当金とし</p>	<p><b>【福利課】</b></p> <p>18年度から退会記念品料を廃止する。</p>



( 2 ) 下水道事業について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>ア 特定毒物研究者の届出および認可申請と登録の必要性について</b> <b>(ア) 特定毒物研究者の申請及び登録の必要性について</b> 【水質管理課】 水質管理課においては、「毒物及び劇物取締法」に規定している特定毒物を所有・保管しているが、同法が規定している特定毒物研究者の申請及び登録を行っていない。これは、「毒物及び劇物取締法」第3条の2第3項及び第10項、第6条の2第1項(特定毒物研究者の申請及び登録)に違反し、法令違反である。よって、早急に特定毒物研究者の福岡県への申請を行い、認可を受けるよう措置されたい。また、人事異動で適格者が不在することのないよう有資格者の整理(台帳管理)をされておかれたい。</p> <p>なお、上記登録については、当包括外部監査人の指摘により、福岡県への申請手続がとられ、平成17年10月13日付で特定毒物研究者許可証(許可番号第17-4号)が交付されている。</p> <p><b>イ 毒物および劇物の適切な保管管理について</b> <b>(ア) 毒物及び劇物の適切な保管管理について</b>【水質管理課】 水質管理課においては、一般試薬、毒物、劇物が保管されている。そのうち、毒性の強いものとして毒物及び劇物取締法別表第3に掲げる特定毒物についてのみ鍵をかける設備に保管されているが、その他の毒物、劇物は一般試薬と同じ棚に保管されているだけであ</p>	<p>【水質管理課】 指摘を受けて申請を行い、平成17年10月13日付で特定毒物研究者の許可を受けた。(許可番号：第17-4号) また、有資格者(市職員)についても、その有無を把握し、整理した。</p> <p>【水質管理課】 指摘を受けて、平成17年11月30日に薬品庫を購入、設置した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>る。</p> <p>厚生省（現 厚生労働省）薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」違反となっている。</p> <p>毒物および劇物は、一般試薬と区分して鍵のかかる堅固な施設に保管されたい。</p> <p>なお、上記保管庫については、当包括外部監査人の指摘により平成17年11月30日に購入設置されている。</p> <p><b>ウ 下水道事業財務規則の遵守について</b></p> <p><b>（ア）下水道事業財務規則の遵守について【保全課】</b></p> <p>未完成の建設改良工事の把握、固定資産台帳の副本の整備保管、固定資産関連諸表の作成に関して、現状では、「下水道事業財務規則」に準拠して、業務管理が行われているとは言えず、「下水道事業財務規則」第39条、第50条、第52条に関する準拠性違反と考える。</p> <p>よって、「下水道事業財務規則」と現行業務の見直しを実施し、現行規則を遵守されたい。</p>	<p><b>【保全課】</b></p> <p>下水道事業財務規則第39条（計画課長は、年度末の未供用物件について、管理課長に報告する）について、今後は規定を遵守し、計画課長の報告を確実に実施して、未供用物件の的確な把握を行う。さらに、もれがないようにするため、計画課へ電算入力結果などの照会をかけることとする。</p> <p>同じく第50条（固定資産台帳の副は維持管理担当課が保管する）について、今後は規定どおり固定資産台帳の副本を各維持管理担当課（実際に管理している課）へ送付することとする。</p> <p>同じく第52条（年度末に固定資産明細等を下水道経営課に提出する）について、今後は規定どおり下水道経営課へ提出することとする。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>エ 建設仮勘定の適切な管理について</b>  <b>(ア) 建設仮勘定の適切な管理について【保全課】</b></p> <p>平成16年度末の貸借対照表に計上されている建設仮勘定残高が20,447百万円であるのに対し、建設仮勘定明細の合計金額は、19,279百万円であり1,168百万円の不整合(貸借対照表金額より建設仮勘定明細合計が過少)となっている。</p> <p>差異原因は、間接費の各工事への配賦もれおよび工事が行われていない区分への間接費の配賦であり、原因は索引番号の設定もれ、入力ミス等による事務処理ミスと考える。</p> <p>一方、貸借対照表の建設仮勘定残高と建設仮勘定明細は、毎年度照合すべきであるが、実施されていなかったため、間接費の配賦もれが発見できなかった。</p> <p>今後、毎年度の貸借対照表の建設仮勘定残高と建設仮勘定明細の照合を実施し、不整合が無いかどうか確認するとともに、間接費の配賦もれがないように、建設仮勘定の管理業務を改善されたい。</p> <p>平成16年度の建設仮勘定明細のうち平成10年度以前分について調査した結果、5件436百万円の本勘定への振替もれが発見された。</p> <p>原因は、「北九州市下水道事業財務規則」第38条で定められている各工事担当課から下水道河川計画課への精算報告がもれていたことと、第39条の下水道河川計画課長から未完成の建設改良工事の報告が、下水道河川管理課長に実施されていなかったことであ</p>	<p><b>【保全課】</b></p> <p>について、今後、貸借対照表の建設仮勘定残高と建設仮勘定明細の照合を行い、不整合がないように確認する。あわせて、入力データと出力データの厳密なチェックを行い、間接費の適正配賦を行う。</p> <p>について、未完成の建設改良工事の報告に関して、規定どおりに実施し、さらに本勘定への振替もれを防ぐために設計担当課、工事監督課からも報告を受けることとする。</p> <p>建設仮勘定残高と建設仮勘定明細の不整合、建設仮勘定から本勘定への振替もれについて、17年度決算で修正を行うこととする。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>る。</p> <p>建設仮勘定から本勘定への振替は、工事完成後、速やかに実施されるべきであり、精算報告もれがないように業務を改善されたい。</p> <p>また、精算報告もれを防ぐためにも、未完成の建設改良工事の報告については、省略することなく、「北九州市下水道事業財務規則」に準拠して実施されたい。</p> <p>上記に伴う修正を、「地方公営企業法」に基づき、平成17年度の決算で実施されたい。</p> <p><b>オ 不納欠損処分に関する適切な措置の実行について</b>  <b>(ア)不納欠損処分に関する適切な措置の実行について</b></p> <p>【下水道経営課】</p> <p>地方公共団体の債権について、「地方自治法」第240条第2項には、債権について督促・強制執行・その他保全及び取立に關して必要な措置をとらなければならない旨の規定がされている。</p> <p>平成16年度の不納欠損処分の事由を確認したところ、下水道使用料の支払能力があるにもかかわらず、地下水利用に係る下水道使用料の賦課に不満があるとの理由で、意図的に下水道使用料を支払わず、時効による不納欠損処分を受けた先がある(1先、61千円)。</p> <p>金額は僅少ではあるが、不納欠損処分を行うまでの間に決算書等の入手や財産差し押さえ等は行われておらず、債権の保全手続きが行われなかったことにより、結果として徴収可能な財産がある先の使用料の徴収を放棄しているため「地方自治法」第240条第2項</p>	<p>【下水道経営課】</p> <p>1 悪質な滞納者への今後の対応</p> <p>(1) 市税の納付状況や決算書・確定申告書などの入手については、行政組織間においても「北九州市個人情報保護条例」の関係から難しいが、住民票調査及び預貯金調査等必要な調査を行う。</p> <p>(2) 訪問を重ね、本人と接触する。</p> <p>(3) 法的処置(差押え等)を視野に入れながら交渉する。</p> <p>(4) 強制執行権を行使するにあたり、現行の体制では、事務手順や国税徴収法などの法的知識やノウハウがない状況であるが、今後はその体制づくりを検討し、指摘のように進展がない場合、法的処分を実施する。</p>



監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>の規定に抵触すると考えられる。 よって、このようなケースでは財産差し押さえ等の債権の保全手段を実施されたい。</p> <p><b>カ 下水道使用料の滞納者に対する罰則規定の適用について</b> <b>(ア) 下水道使用料の滞納者に対する延滞金の賦課について</b> 【下水道経営課】 「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」にて延滞金を徴収することになっているが、下水道使用料の滞納金には延滞金が課されていない。これは、「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」違反である。 なお、延滞金を課さない理由として、下水道使用料の大部分が水道局にて水道料金と共に徴収されているが、水道料金には自力執行権がなく延滞金を徴収できないため、下水道使用料のみ延滞金を徴収することが困難なことや、延滞金を徴収するシステムが構築されていないことなどが挙げられている。 水道局が下水道使用料を徴収する場合については給水停止措置が滞納者へのペナルティーとしての実効性を有しているが、延滞金が課されなければ、納付期限までに使用料を支払った使用者との公平性を欠くことになる。</p>	<p>2 監査指摘後の対応(1事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用事業所及び所有者の住居訪問。不在のため不在連絡表を投函(H18.3.3)</li> <li>・再訪問(3.30) 納付に応じないため滞納処分を示唆</li> <li>・金融機関へ預金調査依頼文発送(4.13)</li> <li>・口座ありとの回答(4.20)</li> <li>・差押予告発送(5.1)</li> <li>・滞納金全額納付(5.8)</li> </ul> <p>【下水道経営課】 下水道使用料については、利便性と徴収率向上のために水道局に委任して徴収しているところである。 債権回収の適正な管理については、重要な問題と考えているので、今後、他局とも十分協議を重ねた上で検討していきたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>また、建設局が下水道使用料を徴収する賦課先に対してはペナルティーを課さない理由が無く、かつ、下水道使用料の単価が高く、滞納回数も多くなる傾向があるため、何らかの罰則規定を設ける必要がある。</p> <p>従って、不納欠損処理に至ることを防止するとともに、滞納者に対して滞納金の支払いを動機付けるため、加えて納付期限までに使用料を支払った使用者との公平性を図るためにも、延滞期間に応じて課せられる延滞金や遅延損害金等の賦課制度の導入を図られたい。</p>	